

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）  
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「6 月に支給する  
場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100  
分の 127.5」に、「100 分の 170」を「6 月に支給する場合においては  
100 分の 170、12 月に支給する場合においては 100 分の 175」に改める。

別表第 1 中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を  
「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、  
「539,000」を「555,000」に、「615,000」を  
「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、  
「839,000」を「864,000」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の  
122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を「100  
分の 125」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 170、12 月に支給  
する場合においては 100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項及び第11条第2項の改正規定 令和6年12月1日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和6年4月1日(同項において「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。